

被扶養者の手続き

この冊子は、東京都情報サービス産業健康保険組合に加入する被保険者が、扶養する親族を健康保険の被扶養者とするための手続きについて記載しています。

ご申請される際は、必ずご一読いただきますようお願いいたします。

東京都情報サービス産業健康保険組合

適用グループ

第2版

目次

| | |
|---------------------|----------|
| 1. 被扶養者とは | 2 ページ |
| 2. 被扶養者の認定基準 | 3～5 ページ |
| 3. 別居の被扶養者 | 6～8 ページ |
| 4. 自営業者の収入の考え方 | 9～11 ページ |
| 5. 届出方法 | 12 ページ |
| 6. 被扶養者異動届の添付書類 | 13 ページ |
| 7. 被扶養者再認定について | 13 ページ |
| 8. 被扶養者から削除する場合の手続き | 14 ページ |

1. 被扶養者とは

被保険者に扶養される被扶養者（家族）の疾病や傷病は、被保険者への経済的、精神的な負担となり、結果、労働力を減退させる上に、生活状態に悪影響を及ぼす可能性があります。健康保険では、被扶養者へ対しても被保険者と同様に給付を行い、もって組合員全員の生活の安定と福祉の向上を行うことを目的として、被扶養者の制度を設けています。

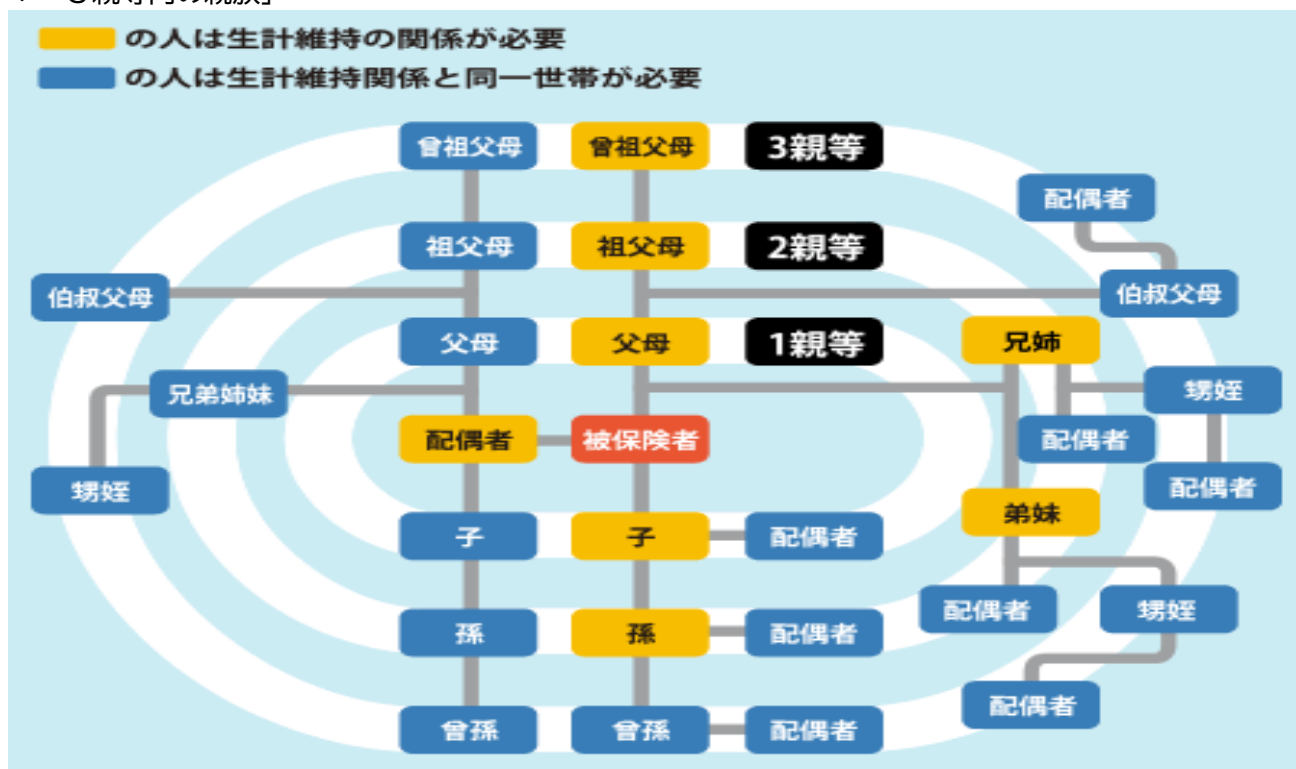
(1) 被扶養者の要件

- ① 被保険者の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、子、孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- ② 被保険者の3親等内の親族で①に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- ③ 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- ④ 上記③の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- ⑤ 上記①～④に該当するものであって、日本国内に居住している（住民票を有している）こと
※国外に居住している場合でも、例外要件に該当するものは被扶養者に該当します。

* 「生計を維持する」とは

『被保険者の経済的な支えにより、その人の生活が成り立っている状態』をいいます。これは、単に生活費を負担しているだけではなく、住居費や学費などの資金を負担していることも含み、また、必ずしも被保険者と同居していなくても良いとされています。

* 「3親等内の親族」



2. 被扶養者の認定基準

(1) 被扶養者の収入基準

「収入」とは、給与（パート・アルバイトなど）、公的年金（障害年金や遺族年金も含む）、私的年金、雇用保険給付金（失業給付等）、出産手当金、傷病手当金、営業収入、不動産収入、株式収入など、**恒常的に得られるすべての収入の合算を指し、「被扶養者となった日より、今後1年に得られる収入が下記の基準に該当するか」を審査します。**

① 扶養対象者が被保険者と同居の場合

- ・対象者の年間収入が130万円未満（対象者が60歳以上である場合、または厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満）
- ・被保険者の年収の2分の1未満

② 扶養対象者が被保険者と別居の場合

- ・扶養対象者の年間収入が130万円未満（対象者が60歳以上である場合、または厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満）
- ・扶養対象者の収入が被保険者からの送金額より少ないこと

*別居の際のその他の要件については、**3. 別居の被扶養者**を参照してください。

③ 収入となるもの

給与収入、営業収入（自営業者の考え方は**4. 自営業者**を参照してください）、年金、雇用保険給付金、出産手当金、傷病手当金、不動産収入、株式収入など、恒常的に得られる（毎月支給される）ものすべて

*退職金、不動産譲渡所得など、一時的な収入は除きます

④ 今後1年の収入

被扶養者の審査基準となるのは、「今後1年の収入」です。例えば、家族が退職し被扶養者として申請したい場合、退職前に得られていた収入は換算しません。退職後にパート等の収入がある場合は、そのパート収入が今後1年間で基準を超えるかどうかを見込み、審査するようになります。ただし、月の収入が被扶養者の基準を明らかに超えるような場合は、被扶養者として認定することはできません（基準：月額108,334円未満）。

(2) 失業給付

雇用保険に入っていた家族が退職し、雇用保険給付金（失業給付）を受給する場合、**原則、給付金の受給期間中は、被扶養者として認定することはできません。**

① 考え方

雇用保険給付金（失業給付）は、失業等により収入がなくなった際に「生活の安定に資するための給付」であるため、その給付金を受給されている期間は、扶養されているとみなすことができません

② 例外的に認定できる場合

雇用保険給付金申込み時に決定される「**基本手当日額**」が、被扶養者の**基準以下の金額（60歳未満：3,612円未満、60歳以上：5,000円未満）**である場合には、被扶養者となることができます。

③支給終了した場合

失業給付の受給が終了した場合は、最後の受給対象期間の翌日に認定が可能です。

「被扶養者現況表」に受給終了日を記入し、「被扶養者異動届」にはその翌日を認定日として記入してください。

| 雇用保険受給資格者証 (サンプル) | | 支給回満了日 |
|---------------------------------|----|----------------|
| 260731-0731 | 1 | 基本手当 4,839 |
| 260801-0812 | 12 | 基本手当 58,008 |
| | | 合計支給額 ¥62,847- |
| 基本手当日額が変更となりました(前基本手当日額 ¥4,834) | | |
| 支給終了 | | |

失業給付の受給が終了すると、「雇用保険受給資格者証」に『支給終了』の記載がされます。最後に受給した対象期間の最後が『受給終了日』となり、その翌日が『被扶養者認定日』となります。
 ※サンプルだと8月12日に終了しているので、8月13日が認定日です

(3) 夫婦共同扶養

夫婦が共に働いている場合、その子については「共同扶養」という考え方となり、**原則として、今後1年間の収入を比較し、高い方の親の被扶養者とします。**

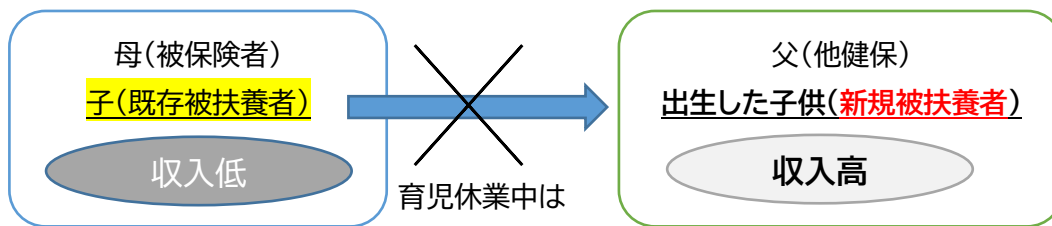
① 一方の親が休業している場合

出産等に伴い、一方の親が休業していて給与の支払いがされない場合、出産手当金や雇用保険から支給される給付金の金額を収入として比較します。

② すでに被扶養者としての子がいる場合

同一世帯においては、原則、扶養する者（主たる生計維持者）は1人となりますので、両親それぞれに子が被扶養者となること（長男⇒父、次男⇒母）はありませんが、①（被保険者が育児休業中）により、相手方の被扶養者として申請する場合、すでに被扶養者として認定されている子については、例外的に育児休業期間中は被扶養者を異動させない事とされています。

※子が被扶養者となれない空白期間が発生するのを防ぐため



※母の被扶養者のまま

※育児休業終了後に再度比較し、収入が高い方の被扶養者へ異動

(4) 父母、兄弟姉妹等（配偶者・子以外の親族）

父、母や兄弟姉妹などの家族を被扶養者として申請される場合は、原則として、同一世帯内（同居）で最も収入が高い家族が「主たる生計維持者（被扶養者にとっての扶養者）」となります。

⇒ 被保険者より収入の高い家族が同居している場合は、原則、認定できません。

（例）対象の家族に配偶者がいる場合（母のみを被扶養者として申請する）

被保険者の収入：200万円／年

■パターンA 母（同居）：無収入、父（同居）：年金180万円／年 ⇒ ○ 認定可能

■パターンB 母（同居）：無収入、父（同居）：年金250万円／年 ⇒ × 認定不可

※同居の家族の収入は、地方自治体により発行された所得証明書（課税証明書）等により、確認させていただきます

(5) 海外居住者

海外に居住する（日本に居住の基礎がない）家族は、原則、被扶養者となることができません。ただし、以下の「例外要件」に該当する場合のみ、被扶養者となることが可能です。

〈海外に居住する被扶養者の例外要件〉

| 例外事由 | 添付書類例 |
|--|------------------------|
| ① 外国において留学をする学生 | ビザの写しまたは学生証の写し等 |
| ② 外国に赴任する被保険者に同行する者 | ビザの写しまたは海外赴任辞令等 |
| ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で、一時的に海外に渡航する者 | ビザの写しまたはボランティア派遣期間の証明等 |
| ④ 被保険者が海外に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者 | 出生証明または婚姻証明等の写し |
| ⑤ ①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者 | ※TJKにて個別に判断いたします |

※添付書類例は、例外要件の確認に必要な添付書類となりますので、状況に応じ、別途添付書類が必要となる場合があります。詳細は「添付書類一覧表」をご確認ください。

3. 別居の被扶養者

被保険者と別居している（世帯が分かれている）被扶養者は、被保険者によって扶養されている事実を確認するため、送金している実績書類や、別居先で被扶養者と同居している親族についての状況確認が必要となります。

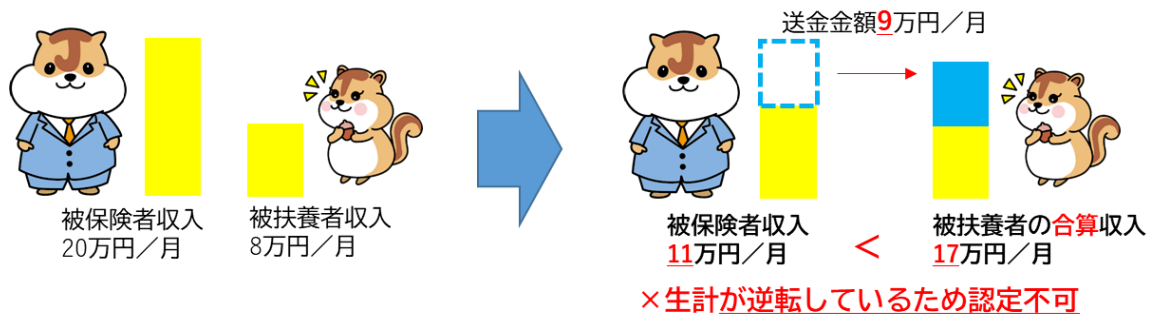
(1) 別居の考え方

住居が分かれている場合を「別居」と判断します。住民票が分かれていても、住所が同一であれば同居と判断いたします。

(2) 基本的な要件

- ① 扶養対象者の年間収入が 130 万円未満（対象者が 60 歳以上である場合、または厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は 180 万円未満）
- ② 扶養対象者の収入が被保険者からの送金額より少ないこと
- ③ 被保険者の収入から送金金額を引いた金額が、被扶養者の収入に送金金額を加えた金額より高いこと（送金したことで生計が逆転していない）

(例) 被保険者収入 20 万円/月、被扶養者収入 8 万円/月、送金金額 9 万円/月の場合
被保険者：20 万 - 9 万 = 11 万円、被扶養者：8 万 + 9 万 = 17 万円
被保険者収入 11 万円 < 被扶養者の合算収入 17 万円となり認定不可



④ 送金金額と扶養対象者の収入の合算が 130 万円を上回ること

130 万円を下回る場合は、生活できるだけの送金できていない（生計維持していない）として原則、認定は致しかねます※1。また、扶養対象者が複数人いる場合は、130 万円 × 〈扶養対象者の人数〉との合算となります。

(例) 被扶養者収入 3 万円/月、送金金額 5 万円/月の場合、合算収入が 8 万円/月（年間 96 万円）となるため、認定不可。送金金額 9 万円であれば合算収入 12 万円/月となり認定可。



(3) 別居先の扶養対象者に同居者（その他の家族）がいる場合

同居家族の収入が被保険者を上回る、または扶養対象者の世帯収入が130万円（60歳以上は180万円）×〈世帯人数〉を上回る場合は、生活できるだけの収入が被扶養者世帯にあり、送金により生計維持をしているとはみなせないことから、原則、被扶養者認定は致しかねます。※1
具体的には、下記の①及び②を満たすことが必要です

①被保険者の収入が、扶養対象者と同居する家族の収入より高いこと



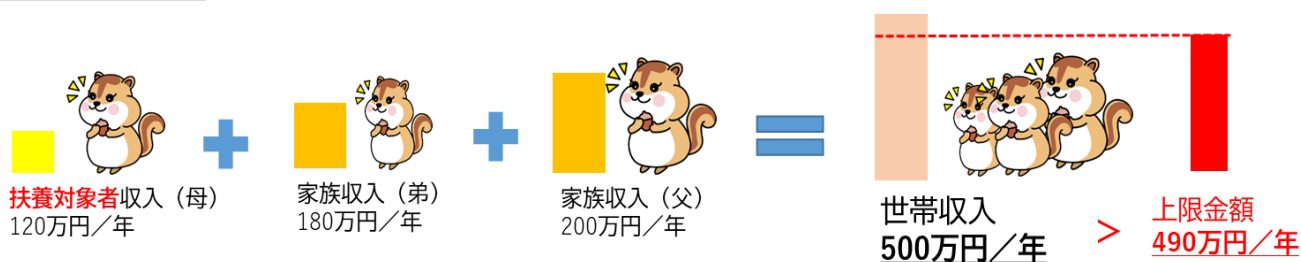
②被扶養者の収入と同居家族の収入合算が130万円（60歳以上は180万円）/年×〈別居先の人数〉を超えないこと

| | | |
|----------------|---------|--------|
| (例) 被保険者収入(本人) | 300万円/年 | } 別居世帯 |
| 扶養対象者(母65歳) | 120万円/年 | |
| 家族収入(父70歳) | 200万円/年 | |
| 家族収入(弟30歳) | 180万円/年 | |

*世帯における認定のための上限金額

60歳以上(父母)180万円 × 2名 + 60歳未満(弟)130万円 = **490万円**
⇒ 上限金額 490万円/年を世帯収入を超える場合は、原則認定不可

*世帯収入の計算



×世帯収入が上限金額を超えているため、認定不可

※1 (2) ④ (3) ②の要件を満たさない場合においても、別紙「被扶養者申請に係る申立書(別居用)」(HPよりダウンロード)を添付いただき、審査のうえ被扶養者の生活が被保険者の送金によって成り立っている(生計維持されている)状況が確認できるのであれば、被扶養者となることが可能です。

(4) 送金実績について

- ・送金実績は、原則2ヶ月分の添付が必要です ※2
- ・「送金者（被保険者）」・「受取者（被扶養者）」・「送金日時」「送金金額」が確認できる第三者機関により発行されたものが必要です

(例) 銀行振込明細、ネットバンキングの送金画面コピー、現金書留送付後の控え、被扶養者の居住する賃貸借契約書のコピー（契約者が被保険者で金額、居住者が明記されているもの）など

- ・本人の申告や手渡しなど、客観性のない実績では承れませんのでご了承ください

※2 被保険者の資格取得（入社）に伴い被扶養者を申請する場合のみ、「送金金額1ヵ月分」及び「被扶養者申請に係る申立書（別居用）」により審査を行うことが可能です

申立書の提出により被扶養者認定されるということではなく、ただいた書類すべてを内容審査のうえ、総合的に判断することとなります。

4. 自営業者の収入の考え方

被扶養者の認定における自営業者の収入は、下記の基準に基づき判断いたします。

1. 収入の判断方法

(1) 自営業者の収入は、原則、直近2年分の確定申告をもとに審査

通常、給与所得者の収入については、雇い主の証明により将来の収入を見込みますが、自営業者の場合は、年により変動がみられることが多いため、2ヶ年の実績をもって将来の収入を見込みます。特に、開業当初は設備投資等の経費が大きくなることにより、当該年における収入が少なくなり、翌年以降の収入と乖離することがあるためです。

また、原則は各年の収入が収入基準（年間130万円未満※60歳以上または厚生年金法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満）を満たしていることが条件になりますが、2年前は基準を超えていたが、前年は超えていないなど、事業内容と経費の内容により、将来的な収入が継続して下回るが見込まれるような場合は、認定することが可能です。

(2) 事業実績が2年に満たない場合（確定申告実績が1年分のみ）

上記(1)により、基本的には1年の実績のみによる審査は難しいですが、1年の実績にかかる経費の内訳、事業の性質、今後の事業計画（収支見込）等により、総合的に被扶養者の収入基準を満たすことが判断できる場合は、認定することが可能です。

(3) 事業実績が1年に満たない場合（確定申告をしている）

(2)と同様に実績と今後の事業計画等により判断しますが、実績が1年に満たないため、確定申告の経費内訳から算出される収入を実績月で案分し、1年分の見込みを計算します。

$$(\text{収入(売上)} - \text{必要経費}) \div \text{実績月数} = \text{審査基準となる収入}$$

(4) 事業実績が1年に満たない場合（確定申告をしていない）

公的な確認書類がないため判断は困難ですが、収支報告書、請負契約書、委託契約書等の収入(売上)と経費内訳が判断できる書類、及び事業計画等を基に、1年分の見込みが客観的に判断できる場合は、審査を行うことが可能です。

2. 収入の計算方法

$$\text{収入(売上)} - \text{必要経費} = \text{審査基準となる収入}$$

■必要経費とは？

健康保険における「必要経費」は、税法上で認められている経費とは異なり、社会通念上明らかに事業による収入を得るうえで必要とされる直接的な経費に限られます。また、事業開始年度の初期投資費用など継続的に発生しないであろう項目については、将来的な収入見込みには含まれないことから、経費から除外されます。よって、確定申告における所得金額がそのまま収入とみなされるわけではありませんので、ご留意をお願いいたします。

(1) 必要経費と認められないもの

- ① 接待交際費
- ② 利子割引料
- ③ 貸倒金
- ④ 給料賃金 ※1
- ⑤ 福利厚生費
- ⑥ 減価償却
- ⑦ 退職引当金
- ⑧ 研修費、研究費などに付随するもの ※2
- ⑨ 初期投資と判断される設備経費等
- ⑩ 青色申告控除

※1 給料賃金

従業員の雇用があり、給料賃金の支出が認められる場合には、社会通念上、申請家族は従業員に対して社会的責任を果たすべき立場にあることから、自らが被扶養者として援助を受ける立場にあることが妥当とは判断いたしかねる為、原則被扶養者の対象になりません。

※2 研修費、研究費など

専門知識・技術の向上や自己啓発など、自らの能力発展にかかる費用については、直接的な経費とは判断できないため、経費からは除きます。

(2) 原則、必要経費と認められないが、詳細の申告により認められる場合があるもの

以下の科目については、別紙「自営業者用 経費申告書」(ホームページよりダウンロード)をご提出いただくことで、必要経費と認められる場合があります。

- ① 消耗品
- ② 雑費
- ③ 旅費交通費※3
- ④ 地代家賃・通信費・修繕費・水道光熱費※4

※3 旅費交通費

自宅からの通勤に充てる費用は経費とはみなせません。

※4 地代家賃・通信費・修繕費

家族の住居と事業所住所が同一の場合は、住居用と事業用の割合が確認できる書類(税務署への申告書類、案分率の計算書等)が添付されている場合や、住所が同一でない場合には経費として認められます。

3. 提出書類（被扶養者異動届に添付が必要なもの）

（1）所得税の確定申告書 2年分

* 2年分に満たない場合には、被扶養者申請に係る申立書（自営業者用）および実績の確認書類（収支報告書、請負契約書など）、事業計画書（今後の売り上げ見込み、経費の内訳が詳細に記載されているもの）等が必要です。

（2）所得税青色申告決算書（損益計算書）

*（2）の提出がない場合、収入金額の判断をいたしかねるため、書類不備として返戻させていただくことになります。白色申告の方につきましては、売り上げに対する経費の内分けをご作成のうえ添付してください。

（3）自営業者用 経費申告書 ※必要に応じて

2-（2）で挙げた経費が事業で必要な経費である場合にご作成ください。用途や内容の詳細を審査のうえ、必要経費として収入から控除することが可能です。

4. 廃業した場合（業務委託、請負契約等により収入を得ていた場合も同様）

自営業を廃業した場合、廃業日の翌日から被扶養者となることが可能です。下記の添付書類を被扶養者異動届と一緒にご提出ください。

（1）被扶養者申請にかかる申立書（自営業者用）

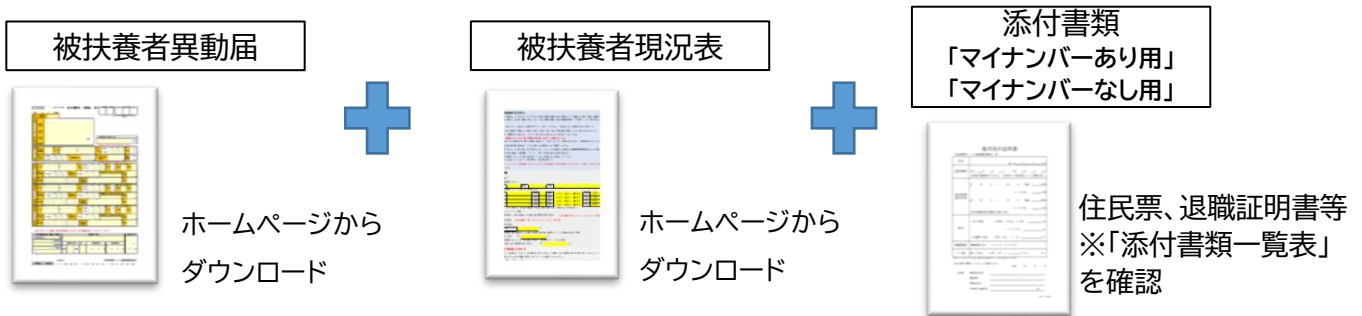
（2）所得税の確定申告書 直近分

5. 届出方法

1. 提出書類

下記の書類を事業所経由でご提出ください。

- (1) 被扶養者異動届
- (2) 被扶養者現況表 ※子（大学生、専門学校生、高校生、中学生～未就学児）は不要です
- (3) 添付書類 ※マイナンバーの有無で必要書類が異なります



2. 提出期限と被扶養者認定日

原則、被扶養者の事実発生日より5日以内にご申請ください。5日を過ぎた場合でも、2ヶ月以内にご申請いただければ事実発生日に遡り認定ができます。認定日の考え方は、下記をご確認ください。

※2ヶ月を超えて申請された場合は、当組合で扶養事実が確認できた日（保険者確認日）が被扶養者認定日となります

〈申請理由毎の被扶養者認定日〉

| 申請理由（扶養事実の発生事由） | 被扶養者認定日 |
|--|---|
| 扶養対象者の退職（廃業） | 退職（廃業）日の翌日 |
| 婚姻 | 婚姻日 |
| 出生した子ども | 出生日 |
| 扶養対象者との同居開始 | 同居日 |
| 扶養対象者の健康保険資格喪失 （扶養から外れた、任継継続資格喪失など） | 健康保険喪失日（前健康保険を外れた日） |
| 失業給付の受給が終了した | 受給終了（受給期間終了日）の翌日 |
| その他（上記以外） | 保険者確認日（原則、当組合受付日） ※添付書類不足の場合は追加書類受領日 |

3. マイナンバーについて

被扶養者異動届には、マイナンバーの記載が必要です。届出時に記載できない場合は別途「個人番号（マイナンバー）届」をご提出ください。***マイナンバーを同時に届け出ることにより、省略できる添付書類があります。**

また、マイナンバーの届出がないと、医療機関でマイナンバーカードを使用した受診、オンライン資格確認ができないことから、**一時的な自己負担の増額や受付に時間を要する場合**があります。

6. 被扶養者異動届の添付書類

被扶養者の審査に必要な添付書類は、マイナンバーの提出の有無で異なります。

(1) 必ず添付が必要なもの

健康保険 被扶養者現況表

※子（大学生、専門学校生、高校生、中学生～未就学児）は不要です

(2) 状況に応じて添付が必要となるもの

①マイナンバーあり（「被扶養者異動届」にマイナンバーを記載 または 「個人番号（マイナンバー）届」を同時提出）

⇒ 「添付書類一覧表（マイナンバーあり）」を確認のうえ、該当する書類を添付

②マイナンバーを後日提出

⇒ 「添付書類一覧表（マイナンバーなし）」を確認のうえ、該当する書類を添付

*詳細はホームページにて「添付書類一覧表」をご確認ください

7. 被扶養者再認定について

被扶養者として認定された方でも、その後、時間の経過により状況が変化することがあるため、「被扶養者の再認定」により、健康保険法施行規則第50条に基づき、現在も扶養関係が継続しているかを、毎年、確認しています。

(1) 実施方法

・マイナンバーが登録されている被扶養者

① マイナンバーを使用し所得証明書情報を照会

※海外居住等で所得情報が照会できない場合は「被扶養者確認届」（用紙）の提出を依頼

② 収入超過者へ削除依頼通知を送付

・マイナンバーが登録されていない被扶養者

① 「被扶養者確認届」、「所得証明書」（地方自治体発行）の提出を依頼

② 収入超過者へ削除依頼通知を送付

収入超過者や「被扶養者確認届」の未提出者については、遡って被扶養者の資格が削除となる場合があります。

(2) 実施期間

毎年実施（実施前にホームページ等で広報いたします）

(3) 対象者

すべての被扶養者

※実施年度により、対象範囲を変更することがあります、詳細は事前の案内をご確認ください

8. 被扶養者から削除する場合の手続き

被扶養者の要件を満たさなくなった場合は、被扶養者から削除する手続きが必要です。

(1) 削除となる場合

被扶養者が以下のいずれかに該当した場合は、削除の手続きが必要です

- ・被扶養者が就職し、就職先の健保で資格取得した ⇒ 就職日（資格取得日）で削除
- ・被扶養者の収入が年間で130万円※を超過した ⇒ 超過する見込みができた日で削除（就職、契約変更の場合は、就職日または契約変更日）
 - ※60歳以上または厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円
- ・自営業者で収入基準を超過したことが確定申告で発覚した場合 ⇒ その年の1月1日で削除
- ・結婚、離婚等により扶養しなくなった場合 ⇒ 扶養しなくなった日（別居日等）で削除
- ・死亡した場合 ⇒ 死亡日の翌日で削除
- ・公的年金（老齢基礎年金、厚生年金等）の受給開始または受給金額の増額により、被扶養者の収入基準を超過する見込みとなった
 - ⇒ 受給事由発生日（厚生年金であれば通常65歳の誕生日の前日）が属する月の翌月1日
 - ※支給対象期間の最初の日
 - （例）4月3日で65歳になり厚生年金の受給が開始した（200万円/年）⇒ 5月1日付で削除

(2) 手続き方法

事業所経由で、以下の書類を提出してください

- ・被扶養者異動届 ※マイナンバーの記載は不要です
- ・健康保険証（削除対象者分）

(3) 夫婦間の収入逆転により、子を削除（配偶者の被扶養者へ申請）する場合

- (2)の書類に加え、配偶者の健保の資格を取得したことが分かる証明書類（「健康保険証のコピー」「健康保険資格証明書」など）を添付してください（資格期間に空白ができることを避けるため）
- ※「収入逆転」以外による削除時には添付不要です

被扶養者の資格削除日以降に、削除となった家族が当組合の健康保険被保険者証を使用した場合には、後日、自己負担額(3割)を除く全額(7割)を、TJKから被保険者(本人)へご請求させていただくこととなりますので、ご注意をお願いいたします。

令和5年1月20日更新
東京都情報サービス産業健康保険組合
東京都千代田区富士見 1-12-8 TJK プラザ
03-3239-9819